

●香川県公安委員会告示第5号

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）第55条第1項の規定に基づき指定試験車管理機関として指定した法人の名称に変更があった。

平成24年4月20日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
財団法人香川県交通安全協会	一般財団法人香川県交通安全協会	平成24年4月1日